

事務連絡
平成24年2月9日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
総務省自治税務局市町村税課

東日本大震災により被災した被保険者等の保険料（税）の減免措置
に対する財政支援の延長等について

東日本大震災により被災した被保険者等に係る国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）については、「東日本大震災に係る国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金の交付申請及び特別調整交付（補助）金の交付について」（平成23年6月30日付け保国発0630第1号）及び「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成23年5月31日付け保高発第0531第1号）において示した保険料（税）の減免基準（以下「平成23年度減免基準」という。）に基づいて行う減免措置に対し、財政支援することとしています。今般、財政支援する期間を下記のとおり延長することを予定していますので、貴管下保険者及び関係団体への周知等よろしくお願ひします。

なお、財政支援の具体的内容については、別途通知する予定です。

記

- 平成24年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について
(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等(※)の被保険者（震災発生後、他市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ転出した被保険者を含む。）
平成24年度相当分の保険料（税）額であって、平成25年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものの全額について、別途通知する平成23年度減免基準に準じた

基準（以下「平成24年度減免基準」という。）に基づいて行う減免措置に対し、平成24年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。

- (2) 東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の被保険者（震災発生後、他市町村へ転出した被保険者を含む。）

平成24年度相当分の保険料（税）であって、平成25年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもののうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額について、平成24年度減免基準に基づいて行う減免措置に対し、特別調整交付（補助）金による財政支援を予定していること（平成24年4月分から9月分までの月割算定額に係る減免について財政支援の対象とすることを想定しており、同年9月末までに資格喪失した場合には減免額全額を財政支援の対象とし、同年10月以降に資格取得した場合には財政支援の対象とはしない。）。

(※) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

2 平成23年度相当分の保険料（税）の減免措置に対する財政支援について

東日本大震災による被災区域（警戒区域等を含む。）の被保険者（震災発生後、他市町村へ転出した被保険者を含む。）に対して、平成23年度減免基準に基づいて行う平成23年度相当分の保険料（税）の減免については、平成24年3月31日までの間に納期限が設定されているものを対象とすることとしているが、平成23年度末に資格を取得したこと等により平成24年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を特別調整交付（補助）金による財政支援をする予定であること。